

■第332回食品安全委員会

日時：平成22年5月20日（木）14：00～14：25

傍聴者：7名

議事概要：

（1）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

1) 添加物 2, 6-ジメチルピリジン

・厚生労働省から説明。

・添加物専門調査会において審議することとなった。

*紅茶、ウイスキー、加熱調理した豚肉等の肉類、コーヒー、ビール、しょうゆ等の食品に存在する成分です。欧米では、スナック菓子、焼菓子、肉製品、スープ類、グレービーソース類、ナッツ製品等の様々な加工食品において香りを再現し、風味を向上させるために添加されています。

（2）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について

1) 添加物「ピペリジン」に係る食品健康影響評価について

・「食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

*ホップ油、コーヒー、大麦、にしんの塩蔵品等の加工品、麦芽、チーズ等の食品中に存在する成分です。欧米において、焼菓子、グレービーソース類、ソフト・キャンデー類、アルコール飲料、清涼飲料、冷凍乳製品類等様々な加工食品において香りの再現、風味の向上等の目的で添加されています。

2) 動物用医薬品「豚増殖性腸炎乾燥生ワクチン（エンテリゾール イリアイティスTF、同FC、同HL、同HC）」に係る食品健康影響評価について

・「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省及び農林水産省）へ通知することとなった。

*豚のローソニア イントラセルラリス感染症（急性出血性腸炎型を除く。）による増体重低下の軽減を目的とする豚用の生ワクチンです。

（3）農薬であって農作物の収穫後に添加物としても使用されるものについて、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて

・事務局から説明後、案のとおり決定された。先週、評価の要請のあった「ピリメタニル」については、この取扱いに従い、農薬専門調査会において審議することとし、その際には添加物専門調査会の専門委員のうち適当な委員が、調査会に出席することとなった。

（4）「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成22年4月分）について

・事務局から報告。